

"

ブ阿ラ蘇

蘇

ブ南 化鄉 議ン

化と林業後継者の育成につなげることの活動を通じ、阿蘇地域の林業の活性がら、将来にわたり育成し続けるためをブランド材として全国に売り出しなをがら、将来におたり育成し続けるため ① ▼ 活 動 を 目的 として います

⊕ナンゴウヒのブラ▼活動内容

寺社仏閣建築、高級木造住宅、公共 寺社仏閣建築、高級木造住宅、公共 2ナンゴウヒをブランド化します。 2ナンゴウヒの育林技術の継承 ナンゴウヒの育林技術の継承 ため、ナンゴウヒの育林技術の継承を図る ため、ナンゴウヒ枝打ち技術を持つ 指導者の下、会員を対象に基礎的な 様打ち技術研修会や間伐研修会を開 催します。 ④森林施業指針の作成 品質の確保を図るため、ナンゴウヒ の育林技術を分かり易くまとめたパ

受会会員 募と ▼ 補助り を図っ を店舗につ を店舗につ を内の商 を店舗につ を内の商 を店舗につ を図っ 自ら枝打ちなどの手入れを実践して加し、協議会活動に主体的に参加し、②協議会開催の「枝打ち研修会」に参たはこれから植えようとしている方 ① **▼**対象 みようと思っている方③森林情報の提供などナンゴウ濃調査に協力できる方農林振興課 (72-1136 及します。 都町 ンゴウ から植えようとしてとを植えられて

ウ

Ĺ

0)

資

商店街店舗改修事業補 助金

6

改修工事をしようとする方を応援)を図るために、商店街にある店、起業家支援、既存店の収益向上内の商店街の活性化(空き店舗の

補助した 一部を町が一部を町が が予算の範囲内で装工事を伴う改造にある店舗またはで

①借用している店舗 ②所有している店舗 ②所有している店舗 上限30万円(補助率1/2) 上限30万円(補助率1/3) →対象要件 ・町内に住所を有する(または住所を 有する予定の)個人・法人である ・商店街にある店舗または空き店舗である

20人 甲佐町農業研修センタ1

うくじ館

10 日 間

など を 成 会員に

7 る方、 ま 山都町景観づくり条例に反しな外装工事を伴う店舗改修工事で

・対象店舗で1年以上継続して営業する ・店舗改修工事は町内に住所を有する 施工業者が行う ・過去5年以内に当該補助金等の交付 を受けていない ・町税を滞納していない 申請方法

▼申込・問い合わせ先 申請手続 町商工会本所(72-0 請和支所(82-20 蘇陽支所(83-00 蘇陽支所(83-00 所容 補助対 れ象となっている 対象となっている 書る を、事 商に

 $\underbrace{6}$

55歳からのお仕事支援受講者募集シニアワークプログラム地域事業

シニアワークプログラムとは各種技能講習を通じて55歳以上の高齢求職者の雇用・就業を応援するものです。高齢化・核家族化に伴い、介護援助サービス・家事援助サービスの必要性は年々を大きのです。高齢の雇用・就業を応援するものです。高齢の雇用・就業を応援するものです。高齢の雇用・就業を応援するものです。高齢の雇用・就業を応援するものです。高いの雇用・就業を行い、就職を目指している。 します。

ŏ $\overset{\circ}{3}$ 5 8

で修空

▼ ▼ 日 岩 所 数 ▼講習期間 26 日 (木) · 月 12 日 (金)

> ※定員に満たない 6月 61 場合 は、 締切日後

b

店舗改修工事であ

る

いこと

▼申込・問い合わせ先 受け付けます。 タ 連合会 $\widehat{0}$

福 相

工着

会手

談 窓

日々の生活の中では、いろいろな出来事があります。そんなときの相談窓口が福祉相談所です。相談は無料。相談内容の秘密は固く守られます。内容により関係機関への紹介も行います。でも受け付けております。お気軽にご利用ください。
▼期日 祉 相 談

午 5 前 月 10 1 千 去 場 時日 (木) ·後 3

蘇 陽総合支所

4 5

5 月 会

あ ぽ

ぽこ 映

シ

ネマ

お

知

5

U

▼ 時間 在 時間 在 午前11時、 5月31日(1) 年前0のは 午 (土) た ド 後 2 ト キ ユ

-後2時、 午後7時

平成 26 年度 山都町まちづくり事業補助金事業

▼申込期間 4月7日月 ※出品物の側

搬入期間

も日

同 (金) 様

す。品評会のとを目的としたけ生産者の

Rとして、 生者の生産 れたいたけ

して、品評会が開催されの生産意欲の向上を図るいたけの品質の向上やし

の向上を図るこ

本

い

け

品

評

会

種類

品評会の概要は下記のとお

出品対象品柄

③ ~ ~

 λ

の部、

大箱

0)

■ 高校生500円(前売車込・問い合わせ先電話(080-431

0

8

(cinema_pocoapoco@yahoo.co.jp)

· 入場料

0

0

0 円

8

0

(前売り30 (前売り

<u>0</u> 円

住民の主体的なまちづくり事業を支援するため、その事業に要する経費の一部を補助します。

(1) まちづくり事業

▼

問

県椎茸農業協同組合

【農林振興課

 $\widehat{7}_{2}$

6

3

0 0 *

各賞を授

与

たし

農協にお尋ねください。詳細な出品申込み方法等は、

県椎茸

熊本県椎茸農協市場会場

31 日 (土)

- (ア) 専門家等を招へいして行う講習会等
- (イ) 広く一般の者が参加できる講演会・シンポジウム等 (ウ) 地場産品の販路拡大を図る事業
- (エ) イベント・交流事業 (同一のものは1年限り)
- (2) 研修事業 まちづくりのために住民自らが企画する研修(同じ者の申請は2年度限り)
- (注) 同一年度内においては、1団体1事業までしか申請できません。

(1) まちづくり事業

主たる活動の場が町内である構成員が5人以上の団体

(ただし、営利を目的とした団体、宗教・政治活動を目的とした団体、特定の公職者及び政党を支 持または反対することを目的とした団体、暴力団及びその統制下にある団体、自治振興区は対象外)

4 補助率及び補助金額

主たる活動の場が町内である構成員が5人以上の団体(上記と同)及び山都町民個人

区分		
まちづくり事業	4分の3以内 (千円未満端数切捨て)	5万円以上50万円まで
研修事業	(千円未満端数切捨て)	1 人あたり 1 万円以上 10 万円まで 1 団体あたり 5 人まで

(注)補助金は、町の予算(2,000千円)の範囲内で交付します。

5 補助対象経費

(1) まちづくり事業

補助対象に要する経費(ただし、補助事業者自らの運営に要する経費と食料費は対象外)

補助要綱に定める規定により算定した旅費(行程に基づき役場で算定します)

(注)補助金交付決定後からの支払いにかかるものに限ります。 6 申請方法等

(1) 募集期限 7月26日(金)

(2) 申請書提出先

山都町役場 企画振興課

(3) 申請書類 補助金交付申請書、事業(研修)計画書、収支予算書(まちづくり事業のみ)、団体の規約また は団体調書

(4) 事業完了後は30日以内に、実績報告書、事業(研修)報告書 収支精算書・領収書の写し(まちづくり事業のみ)、写真などを提出する必要があります。 【問い合わせ先】企画振興課(73一0410)